

「民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則案」に関する概要説明

1 趣旨

民事裁判情報の活用の促進に関する法律(令和7年法律第49号。以下「法」という。)の施行に伴い、必要な事項を定める。

2 概要

(1) 定義等

ア 用語(第1条関係)

この省令において使用する用語を定める。

イ 電子決定書(第2条関係)

法第2条第1項第1号ハの規定により委任を受けた電子決定書を定める。

ウ 法第2条第1項第3号の法務省令で定める者(第3条関係)

保有民事裁判情報に含まれる特定の個人のうち、法第2条第1項第3号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として仮名加工の対象から除外される者を定める。

エ 民事裁判関連情報(第4条関係)

法第2条第1項第4号の規定により委任を受けた民事裁判関連情報を定める。

(2) 指定の申請、変更の届出等

ア 指定の申請(第5条関係)

法第5条第1項の規定による指定を受けようとする法人が法務大臣に提出する申請書の記載事項及び添付書類を定める。

イ 変更の届出(第6条関係)

法第5条第3項の規定による届出に係る届出書の記載事項を定める。

ウ 役員の選任又は解任の届出(第7条関係)

法第5条第5項の規定による届出に係る届出書の記載事項及び添付書類を定める。

(3) 仮名加工民事裁判情報を提供する方法(第8条関係)

法第6条第1項第2号により委任を受けた仮名加工民事裁判情報を提供する方法を定める。

(4) 業務規程(第9条関係)

法第8条第1項の規定による業務規程の認可及び変更の認可に係る申請書の記載事項並びに法第8条第2項第6号により委任を受けた民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項を定める。

(5) 苦情の処理(第10条関係)

苦情申出に関して指定法人が所要の措置を講じなければならない場合及び仮名加工民事裁判情報を保有民事裁判情報その他の情報と照合することができる場合等を定める。

(6) 事業計画等（第 11 条関係）

法第 9 条第 1 項の規定による事業計画及び収支予算の認可並びに変更の認可に係る申請書の記載事項及び添付書類を定める。

(7) 情報提供契約

ア 情報提供契約の拒絶（第 12 条関係）

法第 10 条第 1 項の規定により委任を受けた情報提供契約の締結を拒絶することができる正当な理由を定める。

イ 情報提供契約の解除（第 13 条関係）

法第 10 条第 2 項の規定により委任を受けた情報提供契約を解除することができる正当な理由を定める。

(8) 業務の休廃止（第 14 条関係）

法第 11 条第 1 項の規定による許可を受けようとする法人が法務大臣に提出する申請書の記載事項を定める。

(9) 仮名加工民事裁判情報の作成の方法に関する基準（第 15 条関係）

法第 13 条第 1 項の規定により委任を受けた仮名加工民事裁判情報の作成の方法に関する基準を定める。

(10) 業務の一部委託等（第 16 条関係）

法第 14 条第 1 項の規定による委託及び同条第 2 項の規定による再委託に関して、指定法人が法務大臣に提出する申請書の記載事項及び添付書類並びに委託の承認の基準を定める。

(11) 帳簿（第 17 条関係）

法第 15 条の規定により委任を受けた帳簿の備付けに関する事項及び帳簿の記載事項を定める。

(12) 身分を示す証明書（第 18 条関係）

法第 17 条第 2 項に規定する身分証明書の様式を定める。

(13) 民事裁判情報管理提供業務の引継ぎ（第 19 条関係）

法第 18 条第 1 項に規定する指定の取消しが行われた場合における、同条第 3 項の委任を受けた保有民事裁判情報の引継ぎの方法及び同条第 4 項の委任を受けた民事裁判情報管理提供業務の引継ぎその他の必要な事項を定める。

3 施行期日

令和 7 年 12 月（予定）